

(十八) 沖縄県立宮古高等学校評議員規約

〈 目 的 〉

第1条 この内規は、沖縄県立高等学校評議員設置要綱に基づき、沖縄県立宮古高等学校評議員（以下、「学校評議員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

〈 役 割 〉

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

〈 委 嘱 等 〉

第3条 学校評議員の数は、5人以内とする。（教育界、産業界、同窓会、PTA、女性代表）

2 学校評議員は、保護者や地域住民等の中から、教育に関する理解や識見を有する者を校長が推薦し、沖縄県教育委員会から委嘱を受けるものとする。

〈 任 期 〉

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、校長は特別の事情があるときは、任期満了前に当該学校評議員の任期を解くことができる。

2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 学校評議員は、3年を限度として再任されることができる。

〈 秘密の保持 〉

第5条 学校評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密をもらしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。

〈 会 議 〉

第6条 校長は、必要に応じて学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

〈 報 償 等 〉

第7条 学校評議員に対する報償費等は、予算の範囲内において支給する。

〈 その他 〉

第8条 この内規に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この内規は、平成13年4月6日から施行する。